

# アメリカ銀行会計における償却・引当理論

～日米比較の見地から～

桜 田 照 雄

## I. はじめに

日本の銀行（預金取扱金融機関）における貸倒引当金設定実務は、1997年3月の資産査定通達の発出後から1999年7月の金融検査マニュアルの発出に至る時期に根本的な変化を遂げた。DCF法の導入に見られるように、「貸出金の経済価値測定」というアメリカでの償却・引当実務を日本の銀行にも適用しようとする動きもこの変化の一つであった。証券化商品の複雑化にともなって、金融商品のリスクに対する早期警戒情報であり、かつ、現実化したリスクへの緩衝装置である貸倒引当金の重要性が高まるなかで、「貸出金の経済価値測定」という銀行会計の課題が登場してきたのである。

ところが、債権の評価においてその経済価値の厳格な測定を指向するアメリカの銀行会計実務とは対照的に、日本では貸出金の評価損計上が認められておらず（法人税法33条2項）、不良債権の評価に際してもいわゆる「部分貸倒」が認められなかったほか、当該債権の経済価値それ自体を測定するのではなく、債務者の属性にしたがった債権評価（債権分類に先立つ債務者区分）が会計慣行となっていた。金融検査マニュアル発出の後も、この事態に変化はない。

日本で銀行の不良債権処理が進行しなかったのは、銀行の収益稼得能力に比べて、不動産への過剰融資がもたらした不良債権の量が圧倒的であったことに原因があるが、会計処理面で言えば以下のような原因が考えられる。すなわち、不良債権償却証明制度の下で処理できた不良債

権は、「損失が法的に確定した債権」に限定されており、間接償却と称される債権償却特別勘定も、損失額が最終的に確定していない債権を収容する勘定であり、あくまでも貸倒損失を経過的に収容する勘定として税務上は理解されていたからである。しかも銀行が設定する一般貸倒引当金は、たとえば「対象債権の1000分の3に相当する金額」と税法に定められた一定の繰入率に従って、繰入を強制されるという利益処分性をそなえた勘定であり、それは発生可能性の高い将来損失の費用化という企業会計の引当金概念とは内容を異にするものであった。償却・引当に関する銀行会計の理論や制度が整わず、貸倒損失の法的確定性が足かせとなって、引当・償却の「適時性」や金額規模の「十分性」が損なわれていたことに、銀行の不良債権処理が遅れた原因があったとみるべきなのである。

銀行の不良債権処理では、損失ないし費用計上の適時性が重要な要素になる。金融システム全体からみても、信頼しうる会計基準が金融インフラストラクチャーにとっての支柱をなしているとの認識は、国の内外を問わず、銀行関係者の共通了解事項であろう。経済理論の観点からは、信用損失（credit loss）は損失事象の発生確率計算と損失額の推計計算に測定の重点がおかれるが、会計理論の観点からすれば、日本の銀行が先進的な信用リスクモデルを自らの測定尺度に取り込もうとしても、損失計上のタイミングや顧客（債務者）管理への会計認識の制約——この制約は税法理論に主たる根拠をおいている——が作用する。こうしたことから、会

計による損失（ないし費用）額の測定と信用リスクモデルによる損失（費用）額測定とのギャップも生み出されていくこととなろう。

海外に眼を転じれば、今回のリーマン・ショックを契機とした金融恐慌の経験からは、かねてより BIS のエコノミストたちが批判してきた発生損失モデルにおける会計認識上の制約が浮き彫りにされ（たとえば、予想キャッシュ・フローの減少を招く損失事象が発生した場合のみ引当計上が要求され、その影響の見積は信頼しうるものでなければならぬなど）、発生損失アプローチを採用していた金融商品に関する国際会計基準である IAS39 号の見直しが進められるとともに、BIS や IASB（国際会計基準審議会）によって、期待損失にもとづく真にロバストな引当処理（a truly robust provisioning approach based on expected losses）や信用損失の早期識別・認識を通じて、適切かつより将来の予測に重点をおいた引当処理（more forward looking provisioning）の促進、さらには、これらを通じてプロシクカリティ問題（景気循環サイクルに対して金融規制や会計処理ルールを通じた抑制力が景気悪化を増幅させる作用）への対応がもくろまれている。

本稿では、銀行の償却・引当処理に関するアメリカの会計基準を認識・測定という二つの側面から検討し、日本での会計処理との対比しつつ、その特徴を明らかにする。次に、アメリカの銀行監督当局による貸倒引当金設定に係る会計基準への解釈指針を示し、それがアメリカ税法や証券法などの関連法規にどのように裏付けられているのかを明らかにして、アメリカにおける銀行の償却・引当実務が備える体系性について述べようと思う。それらを通じて、日本の銀行会計制度改革に向けた諸課題を別出したい。

## II. アメリカにおける銀行の引当・償却理論

アメリカの銀行での引当・償却実務には「債

務者区分」という概念はない。不良債権処理のように貸出金が問題になるのは、その経済価値（価格表現）についてであって、日本のように「債権の対人的性格」にもとづいた「債務者の状況」という概念によって会計認識が左右されることはない<sup>1)</sup>。アメリカで銀行の貸倒引当金実務を直接に規定しているのは、償却・引当実務に関する個々の銀行監督局の指針であるが、銀行監督当局は、監督上の指針と一般に認められた会計原則（GAAP）との整合性を確実にするために、『貸倒引当金に関する共同方針書（*Interagency Policy Statement on the Allowance for Loan and Lease Losses*）』（1993年、1999年、2006年）を明らかにしている。その際、監督当局が発出する償却・引当実務の指針は、GAAP に準拠した処理をより明確にすることを目的としている。しかも、これらの『共同方針書』は、財務諸表監査においても監査人が信用損失の評定に際して依拠しなければならない監査手続である<sup>2)</sup>。

以下ではこの『共同方針書』の内容に即して、アメリカでの償却・引当理論を認識・測定基準の観点から整理したい。そこでまず、償却・引当処理の主たる会計基準である SFAS（財務会計基準書）5号と SFAS15号を改訂した SFAS114号についてみることにする。

### 1. SFAS 5号（『偶発事象の会計（*Accounting for Contingencies*）』1975年）

アメリカでは偶発事象を定義したうえで、一定の基準を充たすものが引当処理されるのに対して、日本では費用や損失概念にもとづいた一定の基準を充たすものが引当計上され、そのうえで、引当計上の基準を充たさないものが偶発債務（損失）とされる。日本での貸倒引当金概念は、企業会計原則でいえば費用概念や損失概念が前提され、期間損益計算の下での費用収益対応原則にもとづいて引当金が理論化されるのに対して、SFAS 5号では見積金額の合理性と資産の減損ないし負債の発生という二つの側面から引当金が理論化されている。とはいえ、こ

れによって資産・負債概念に何らかの変更が加えられたわけではない。というのは、「負債は企業に対する過去の取引活動から生じた債務者の請求権であり、これらは企業財源により支出され、あるいはそれを利用することによって返済されるべきものである」(1957年のAAAの概念規定)や、「負債は過去の取引結果にもとづくもので将来の取引に係わるものではない」(1960年のムーニッツによる概念規定)を踏襲しているからである(par.70)。

さらに、費用と損失を概念的に区別しないのはアメリカ会計理論の特徴ともいうべきものであるが、SFAS 5号でも「会計上の損失計上は、単に費用を会計期間に配分する方法であって、企業の資金の流れにいかなる効果をもたらすものではない」(par.61)のであるから、費用と損失が概念的に区別されているわけでもない。したがって、日本のように貸倒損失と貸倒引当金とが厳密に区別されるわけでもなく、アメリカ税法も「全部貸倒」と「部分貸倒」を区別した取扱を行ってはいない<sup>3)</sup>。

SFAS 5号は、企業にとって利益または損失の発生する可能性(発生の確実性の判断根拠)を資産・負債の変化に求めるとともに(par.1)、偶発事象について発生の確実性と測定すべき金額の見積可能性の程度(金額測定の確定性)という二つの側面から引当金計上の基準が示されている(par.8)。偶発事象をとらえるときには、認識(発生)の確実性と測定(金額の見積)の確定性という二つの側面からとらえなければならない。換言すれば、偶発事象における「偶発性」とは、単に発生の不確実性のみを指すのではなく、見積金額の不確実性も含めた概念として位置づけるというのがSFAS 5号の論理である<sup>4)</sup>。このようにSFAS 5号は、資産や負債の変化を会計証拠として偶発事象が認識対象とされ、発生可能性の相対的な程度を規準として「発生する可能性がほとんどない」会計事象を引当計上から排除する論理をとっている。

また、「財務諸表の真实性を損なうような不確実な金額を計上するよりも注記による開示

が望ましい」(par.83)としている<sup>5)</sup>。このため、SFAS 5号それ自体は、金額決定(会計測定)について「損失額が合理的に見積可能でなければならないという規定以上には、測定を問題にしていない」という理解が通説である<sup>6)</sup>。こうしたことから、SFAS 5号への解釈指針として偶発事象の測定問題に回答を与えているFASB解釈指針(FIN)14号「損失額の合理的推定(Financial Accounting Standards Board Interpretation No14, *Reasonable Estimation of the Amount of a Loss—an interpretation of FASB Statement No.5*)」(1976年)の存在が等閑視されるきらいがあるが、SFAS 5号の意味内容を論じるには測定規準を示したFIN14号の存在を見逃してはならない<sup>7)</sup>。

FIN14号の測定規準とは、偶発事象から発生する見積損失(an estimated loss)について、発生の可能性が高く(probable)、かつ金額が合理的に見積可能(reasonable estimated)のとき、①損失を見越計上する(引当金の計上や資産の減額等による損失計上)、②損失の金額が一定の幅(range)をもって見積もられる場合には、そのうちの最善の見積(a better estimate than any other)を計上する、③最善の見積が困難な場合には一定の幅にある最小金額が損失計上される、というものであり、さらに、④損失を計上したときは、どのような偶発損失事象について、どのように会計処理したのかを財務諸表利用者の誤解を避けるために注記によって開示することを求めている(par.3)。

これらの規準の意義は、FIN 14号は、発生可能性の判断や最善の見積に関して確率的計算を排除しておらず、予想キャッシュ・フローの期待値という要素を通じて、貸出金の経済価値測定を精緻化する途が開かれたということにある<sup>8)</sup>。

この過程をアメリカにおける企業会計原則形成過程に照らしてみよう。1938年のSHM会計原則は、「ほぼ発生すると予想される損失であり、かつ、すでに営業活動から発生しているものであれば」(If the anticipated losses

are really imminent, and arise from conditions already operative), 「経営者が誠実に必要と考える」(the management may honestly consider necessary) 金額で偶発損失を計上するのが合理的であるとした<sup>9)</sup>。1950年のARB50号は、さらにすすめて、合理的に予想できる債務の計上を強制する一方で、事業活動に伴う一般的なリスクは計上しないこととした。SHM原則との比較でいえば、ARB50号によって、偶発損失引当金の計上の前提となる発生可能性については「予測の合理性」という制約条件が設けられている。

SHM原則やARB50号と対比すれば、1975年のSFAS 5号は、偶発事象における引当金計上を「発生の可能性」と「金額の見積可能性」という二つの側面から厳格化したと位置づけることができる。すなわち、発生の可能性が低い(remote)偶発債務は損失計上ができず、また発生の可能性が高くとも金額の見積ができないときには損失は計上できない(財務諸表に計上されなかった偶発事象の内容と損失の見積が不可能である旨を財務諸表に注記で開示する)ことが明確化され、測定についてもSHM原則にみられた経営判断原則における「誠実義務」がFIN14号の「最善の見積」にまで具体化されているのである<sup>10)</sup>。

日本の企業会計原則注解18もSFAS 5号と同様に、「発生可能性」と「金額の見積可能性」の二つの側面から引当金計上要件を定めているものの、「金額の見積可能性」(測定規準)にあっては、FIN14号のように債権それ自体の経済価値測定には言及していない。法人税法の債権評価禁止規定の下では、金融商品会計基準にあっては、なお、「債務者の財政状態および経営成績を考慮」して、貸倒見積高が算定されるとの規定にとどまり、債務者の財政状態および経営成績をどのように考慮するのかの指針すら示されることはない<sup>11)</sup>。その結果、長銀(日本長期信用銀行)や日債銀(日本債券信用銀行)をめぐる刑事・民事訴訟などのように、銀行の償却・引当処理が裁判で争われた場合、

計処理の公正性・慣行性をめぐって、多大の費用と労力が費やされなければならないのである。

## 2. SFAS15号(『問題の生じた債務の改訂に関する債務者および債権者の会計処理(Accounting by Debtors and Creditors for Troubled Debt Restructurings)』1977年)

日本の不良債権処理基準(債権償却特別勘定の設定や個別貸倒引当金の設定)に相当するものには、SFAS15号がある。SFAS 5号が個別には減損が識別されていない貸出金について、その損失の発生可能性が高く、かつ金額が合理的に見積もられるときの引当金計上に関する会計処理基準であったのに対して、SFAS15号は、個別に減損が認識された貸出金の減損に関する債権者側の会計処理を規定する基準である(ただしクレジット・カード債権や住宅ローン債権など、同種かつ多数の少額貸出債権を束ねた債権の集合的減損に関する会計処理は、SFAS 5号に従う)。

SFAS15号が会計処理の対象とするのは、「債務者の財政上の困難による経済的または法的理由によって、債権者が債務者に対して通常の場合では考慮しないような譲歩をおこなう」(問題の生じた債務の改訂)ケースである(par.2)。ここには返済金額や返済期間の変更、貸出金利の軽減・減免(日本でいう条件変更債権・金利減免債権)だけでなく、担保の処分(foreclosure)、資産や株主持分の譲渡によって貸出債権が弁済されたケースも含まれるほか(note.1)、連邦破産法にもとづく債務整理の執行手続にも適用される(par.10)<sup>12)</sup>。

不良債権処理にあたってSFAS15号が定める債権者の会計処理は、①貸出条件のみを変更し、資産の受領をとまわらないケースでは、利息または額面金額として示された将来の現金受領額または受領時期(あるいはその双方)の変更の影響は、将来の年度に反映させる(par.30)、②条件変更後の将来の現金受領額が「当該債権



への投資額」(the recorded investment in the receivable)に少なくとも等しくなることが、可能性が高く、かつ合理的に見積ることができる場合を除いて、債権者は損失を認識しなければならない(par.32)、③一部弁済を受けた場合は受領した資産は公正価値(fair value)で処理し、「当該債権としての投資額」は受領した資産の公正価値だけ減額する(par.33)、というものである<sup>13)</sup>。

### 3. SFAS114号『貸出金の減損に関する債権者の会計 (Accounting by Creditors for Impairment of a Loan)』(1993年)

1993年5月に発効したSFAS114号は「評価の対象として識別されたすべての担保付・無担保貸出金」に適用され——ただしクレジット・カードローンや住宅抵当ローン、消費者割賦ローンなど集合的減損の対象となるものは除外される——(par.6)、会計認識面ではSFAS5号の「可能性が高い」(probable)という規準に対して、「通常の貸出査定手続」(normal loan review procedures)にもとづいて回収可能性を判断することを求めている(par.7)。債権の全額回収が危ぶまれたときは、「現在の情報と事象にもとづいて」(based on current information and events)回収可能性(減損)が判断される(par.8)。具体的には「通常の貸出審査手続」にもとづいて判断することを意味している。SFAS114号の減損規定をSFAS5号やSECの未収利息非計上債権と対比させれば、SFAS114号は元本返済と利払との双方について当初の約定が変更されたか否かで減損を識別することを明らかにした点で(par.8)、SFAS5号と相違し、90日以上利払遅延によってのみ識別するSECの未収利息非計上債権と異なる。したがって、SFAS114号にしたがえば、条件変更債権は減損の識別規準を充たすこととなる<sup>14)</sup>。

個別の評価のために貸出金を識別する際に有益な情報源には以下のようなものがあり、これらはAICPA監査手続研究『銀行貸倒引当

金の監査』(Auditing the Allowance for Credit Losses of Banks)にもリストアップされている(note.1)。

具体的な重要性の規準／当局への検査報告書／「警戒リスト」(watch list)のような内部で作成されたリスト、期限経過報告書、当座貸出リスト、内部者への貸出金のリスト／債務者ごとの合計貸出金額の管理レポート／貸出金のタイプごとの過去の貸倒実績／債務者および保証人に関連する最新の財務データが不足している貸出金ファイル／営業損失、限界に近い運転資本、不十分なキャッシュ・フロー、またはビジネスの中断といった経営問題に直面している債務者／容易に売却できないかまたは実現価値の下落しやすい担保によって保全されている貸出金／経済的に不安定になっている産業または国の債務者への貸出金；ならびに貸出金の文書化および規定遵守の例外報告書(footnote.1)。

会計認識に際して判断根拠を明確化するこうした手法は、認識の判断根拠をもつばら税法通達に依存する日本の会計認識と著しい対照をなしているように思われる。また会計測定面では、SFAS15号では測定尺度としての「公正価値」(fair value)が「当該貸付金の実効利率で割引かれた予想キャッシュ・フローの現在価値」(the present value of expected future cash flows discounted at the loan's effective interest rate)と明確にされた(par.14)<sup>15)</sup>。また実務的な便宜上(as a practical expedient)、当該貸出金の観察可能な市場価格(an observable market value)や担保物件の公正価値(a fair value)も用いることも認められた。ただし、抵当権行使の可能性が高いと判断したときには、測定方法にかかわらず、当該担保物件の公正価値にもとづいて減損を測定しなければならない(par.13)。なお、減損を最初に認識した後、減損した貸付金の予想キャッシュ・フローの金額または時期に重要な変動が生じた場合、または実際のキャッシュ・フローが予想したキャッ

シュ・フローと著しく異なる場合には、減損を再評価し、それに基づいて評価性引当金を修正する（減損損失を戻入）ことが定められている（par.16）。

先に述べたようにSFAS114号は「通常の貸出審査手続」にもとづいて回収可能性を判断することを求めている。会計基準との相互承認をはかるべく、銀行監督当局の指針は、「金融機関がSFAS114号の目的のために予想キャッシュ・フローの現在価値にもとづいて減損を測定する場合には、キャッシュ・フローの見積においてどのような要因が考慮されなければならないか」との設問を設け、「予想キャッシュ・フローの見積を作成するときは、過去の事象を反映するすべての入手可能な情報および状況を考慮しなければならない。すべての入手可能な情報は、その貸出金の回収可能性に関連する現在の環境上の（environmental）要因（現在の産業的、地理的、経済的および政治的要因）を考慮に入れた予想キャッシュ・フローの最善の見積（a best estimate of future cash flow）を含むことになるだろう」と回答している<sup>16)</sup>。

### Ⅲ. 銀行監督当局の償却・引当指針

#### 1. 償却・引当における十分性の規準

貸倒引当金の設定（償却・引当実務）に際してアメリカの銀行は二つの規準を充たさなければならない<sup>17)</sup>。一つは十分性の規準であり、いま一つは適正性の規準である。

十分性の規準について、通貨監督官局（OCC）の編んだ『検査官ハンドブック（Comptroller's Handbook）』（1998年）は、設定さるべき貸倒引当金は、銀行の収益状況いかにかわららず、評価日の貸出ポートフォリオに固有な見積損失のすべて（all estimated inherent losses）を吸収するのに十分な水準（adequate level）でなければならないとしている（p.3）。この規定は、1983年に公表されたAICPAの『銀行監査（Audit of Banks）』と同一である（p.61）。ただ、AICPAのそれは、会計処理上の妥当

性（propriety）の判断規準は貸倒引当金の十分性（the adequacy of the allowance）に求められていたが、OCCのそれは、銀行は、①引当の目的——貸倒引当金がカバーしなければならないのは評価日時点での「発生の可能性が高くかつ金額の見積可能な損失」（losses that are probable and estimable on the date of evaluation）であって、「将来の見積予想損失」の調整勘定（cushion）ではないということ——を理解すること、②適時に問題のある貸出を認識すること、③貸出ポートフォリオに固有の損失額を見積もるための健全な分析手続を備えなければならない（pp.3-4）として、十分性の内容に「健全な分析手続」の必要性を付け加えている。したがって、SFAS114の規定を実務により具体化した内容となっている。

アメリカの銀行監督の特徴は、OCC（通貨監督官局）、FRB（連邦準備制度理事会）、FDIC（連邦預金保険公社）、NCUA（全国信用組合管理機構）、OTC（貯蓄金融機関管理局）といった監督当局が、所管する金融機関を多元的に監督するところにある。そこで関係する監督当局は、共同して、GAAPと監督上の指針の整合性を確実にするとともに、貸倒引当金に関する銀行・貯蓄組合の取締役会・経営者の責任と金融検査官の責任を明確にするために、『貸倒引当金に関する共同方針書』（*Interagency Policy Statement on the Allowance for Loan and Lease Losses*）をとりまとめている<sup>18)</sup>。1993年12月、1999年7月、2006年12月と過去3度にわたって『共同方針書』はとりまとめられてきた。

1993年の『共同方針書』は、貸倒引当金の適正水準と設定手続を示すことに焦点があてられている。また、貸倒引当金の「十分性」を判断するベンチマークとしては、検査官が「問題あり（doubtful）」に分類した貸出金の50%、「基準以下（substandard）」に分類した貸出金の15%、非分類貸出金については向こう12ヶ月間の見積信用損失の合計額を「十分性」を判断するベンチマークとしている。さらに、貸

倒引当金の「十分性」を評定する際に検査官が経営者の見積を容認する条件として、①一般的に経営者が、適時な方法で資産の質の問題を識別・監視し、その問題に取り組むための有効なシステムを維持すること、②ポートフォリオの回収可能性に影響するすべての重要な要因を合理的な方法で査定し、③貸倒引当金の目的である十分性を達成するために、貸倒引当金の査定 (review) システムを確立することを経営者に求めている。

## 2. 償却・引当における適切性の規準

貸倒引当金設定の適切性 (appropriateness) 規準を明らかにしたのは、SEC の FRR (財務報告通牒) 28 号『貸出活動に従事する登録会社の貸倒損失の会計処理 (*Accounting for Loan Losses by Registrants Engaged in Lending Activities*)』(1986 年) であった。同じ時期に公表された AICPA の監査手続報告研究『銀行の貸倒引当金の監査 (*Auditing the Allowance for Credit Losses on Banks*)』(1986 年) は、一方で、「貸倒引当金の見積りに際して経営者は、貸出ポートフォリオの回収可能性に関する評価を、少なくとも四半期ベースで要約し、文書化しなければならない」としつつも、他方では、「経営者が貸倒引当金を見積る方法には様々な方法があり、好ましい唯一の方法というものは存在しない」(p.29) とのあいまいな態度をとっていた。

FRR28 は、貸出活動に従事する登録会社では、詳細な査定 (review) も償却・引当さるべき金額の決定も、適切に体系化された方法で実施されていないこと、ならびにそれらの報告された貸倒損失 (費用) の定期的な変動は、定期的な詳細な貸出金の査定結果と論点な関係をもっていないということを明らかにした。この調査結果をもとに、FRR28 は、適切な貸倒引当金・貸倒引当金繰入額は、貸出金ポートフォリオの詳細な査定にもとづき、それを反映する規律のある方法 (disciplined manner) によるべきこと、ならびに①報告さるべき貸倒損失 (費用) の金額の決定において各年度で採用さ

るべき体系的な方法、②報告された金額が十分であったとの各年度の決定を裏付ける合理的な理由についての十分な文書化 (documentation) を要求した。すなわち、貸倒引当金が適切であるためには、①貸出金ポートフォリオの詳細な査定、②規律のある方法、③十分な金額、④十分な文書化が要件とされたのである<sup>19)</sup>。

貸倒引当金設定の「適切性」と「十分性」との関係は、「適切な」(appropriate) 貸倒引当金とは、体系づけられた手続にしたがって銀行の償却・引当実務が行われていることを示すのに対して、貸倒引当金の「適切性」とは、ある定められた手続への適合性を示す質的概念として理解されよう<sup>20)</sup>。

日本では貸出金の減損認識については、かつての不良債権償却証明制度の下では、金融証券検査官が無価値な資産としてIV分類資産と判断した資産は、税務上の損金算入が認められていた。この「みなし規定」によって、金融検査官の判断が税法でも容認されていた。だが今日では、税法の規定を取り入れた金融検査マニュアルにしたがって償却・引当の認識が行われており、金融検査マニュアルと税法との間に認識上の齟齬はない。換言すれば、日本の銀行が減損処理をする場合には、金融検査マニュアルにしたがうとはいえ、金融検査マニュアルそれ自体が税法の諸規定を組み入れているから、減損処理は税法に規定されているのである。

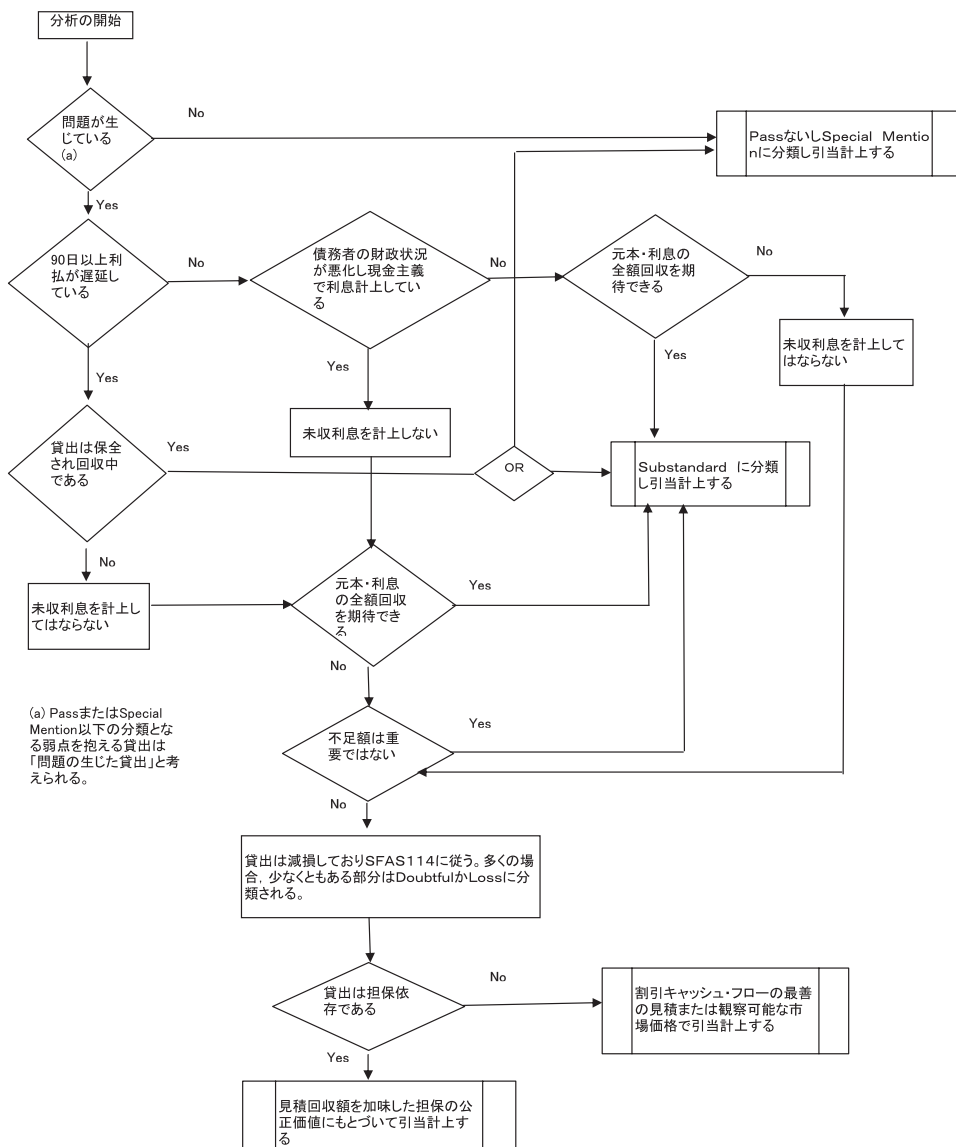
これに対してアメリカ税法にあっては、貸出金の減損をどの時点で認識すべきかを決定する精密な (precise) なテストは存在せず、単一の要素や識別事象で減損を明確に示すことはできないとされている (IRS Revenue Ruling 2001-59, p.2)。そこで、「銀行」について IRC166 は、特定の命令 (orders) や方針 (policy) に従った貸出金の償却・引当に関する「みなし規定」(a conclusive presumption) を設けることを監督当局に認めている (2(d)(1))<sup>21)</sup>。

貸倒引当金設定の十分性規準は、貸出金の回収可能性への懸念が生じ、一定の要件を充たしたときには貸倒損失として即時償却を要求す

る。その要件となる認識規準は先に述べた貸倒引当金設定の適切性規準において明らかにされていく。しかも適切性規準の形成過程をみれば、銀行監督当局の共同討議を通じてのみならず、SEC や AICPA など会計職能との共同作業として形成されてきたものである。償却・引当の認

識規準が、償却・引当実務を法的に管轄する諸機関の共同作業を通じて形成されるという体系的（整合性）をそなえているからこそ、アメリカの税法にあっても、この適正性規準が税法上の「みなし規定」として機能するものと思われる。

図1 アメリカにおける貸出金の償却・引当手続



出所) Comptroller's Handbook, Allowance for Loan and Lease Losses, 1996, p.23



### 3. 償却・引当における認識規準の発展

この税法の「みなし規定」を具体化したのが金融機関の「貸出査定システム」(loan review system)であり、この貸出査定システムを通じて、金額が確定した損失(confirmed losses)は、その識別後直ちに償却(charge-off)されるとともに、金額が確定しない損失(unconfirmed losses)への引当が行われ、もって銀行の償却・引当実務(the bank's allowance determination process)の健全性が維持されるのである(pp.4-5)。前述したように「貸出審査システム」は、SFAS114号によって会計の認識基準として作用するとともに、この会計認識基準には税法上の法的地位も与えられている。「貸出審査システム」は、いわば税法と会計基準との結節環の役割を果たしている<sup>22)</sup>。

銀行会計における償却・引当実務を日米で対比させれば、とりわけ金融検査マニュアルが「通達」として位置づけられている状況と対比すれば、アメリカの償却・引当処理の認識規準には法的な整合性や体系性が与えられており、そのことを通じて『共同方針書』が目的としていた償却・引当処理に対する会計処理の公正性・慣行性の付与(GAAPへの準拠性)という課題が果たされている。この点にアメリカの銀行における償却・引当実務の顕著な特徴がある<sup>23)</sup>。

2006年12月の『共同方針書』は、「貸倒引当金の性質と目的」を以下のように記している(pp.2-3)。

本方針書の目的にとって、予想信用損失(estimated credit loss)という用語は、評価日現在の事実および状況を仮定して、その金融機関が回収できないであろうということが確実である貸出金の現在の金額の見積額を意味する。したがって、予想信用損失は、ある貸出金または貸出金群について実現する見込である(likely)純償却額を表している。これらの予想信用損失は、GAAPに記されている偶発損失の見越計上(すなわち、貸倒引当金への繰入による)の基準を充たさなければならない。入手可能な情報が特定の貸出金、ま

たはその一部が回収不能であることを支持している場合には、それらの金額は、直ちに貸倒引当金を取り崩して償却されなければならない。

さらに「信用損失の見積において考慮すべき要素」を以下のように記している。注目すべきは、これらの要素が信用リスクモデルにおけるマクロ・ファクターと固有ファクターとみなしうる点にあり、信用リスクモデルとの親和性が維持されている点である。

予想信用損失(estimated credit loss)は、評価日現在の回収可能性に影響を与えるすべての重要な要素の考慮を反映しなければならない。通常、金融機関は、ポートフォリオ中の類似のリスクの特徴を持った貸出金群については、その群における貸出金についての自己の貸倒損失実績に基づいて過去の貸倒損失率(historical loss rate)を決定しなければならない。過去の貸倒損失実績は金融機関の分析にとって合理的な出発点ではあるが、過去の貸倒損失または損失の最近の傾向でさえも、それだけで貸倒引当金の適切な水準を決定するための十分な基礎を形成するわけではない。経営者はまた、以下に限定されないが、それらを含む、その金融機関の現在のポートフォリオに伴う予想信用損失が過去の貸倒損失実績から乖離させる、質的または環境的な要素を考慮しなければならない。

- ・信用損失の見積において他では考慮されない貸出方針や貸出手続の変更——貸出基準ならびに回収、償却および取立実務を含む。
- ・ポートフォリオの回収可能性に影響を与える国際経済・国内経済・地域経済とビジネスの状況と進展における変化——さまざまな市場セグメントの状況を含む。
- ・ポートフォリオの性質および規模ならびに貸出金の条件における変更。
- ・貸出管理者および関連するスタッフの経験、能力、および厚み(depth)における変化。
- ・期限経過貸出金の金額および深刻度(severity)、未収利息不計上貸出金ならびに「基準以下

(substandard)」に分類された貸出金の金額および深刻度における変化。

- ・金融機関の貸出金査定システムの質における変化
- ・担保依存貸出金について基礎となる担保の価値における変化
- ・信用集中の経験および影響、ならびにそのような集中のレベルにおける変化
- ・競争ならびに金融機関の現在のポートフォリオにおける予想信用損失の水準に関する法令上の要求事項のような外部要因の影響

さらに、貸倒引当金の水準変化は、金融機関の貸出金ポートフォリオの特徴に留意して、全体として貸倒損失の証拠となる要因における変化と方向的に整合性がなければならない。例えば、金融機関のポートフォリオにおける貸出金のタイプに関連する信用の質の下降傾向が明らかな場合には、ポートフォリオに対するパーセンテージとしての貸倒引当金の水準は、異常な償却活動を除いて、通常増加するはずである。同様に、信用の質の改善傾向が明らかな場合には、ポートフォリオに対するパーセンテージとしての貸倒引当金の水準は通常減少するはずである<sup>24)</sup>。

#### IV. むすびにかえて

G20 は、今回の金融危機をうけた金融システム強化の一環として、①金融商品の価格評価基準の改訂、②より広範な信用情報を取りこみ貸倒引当金の認識規準を強化する、③引当、オフバランス・エクスポージャーおよび評価の不確実性についての会計基準の改善など、一連の会計基準の改善を求めた<sup>25)</sup>。これをうけてIASBとFASBが組織したFCAG（金融危機アドバイザリーグループ）は2009年7月に報告書を公表し、貸出金やその他の金融商品に関する損失認識の遅れ、複数の減損アプローチの複雑性が、会計基準とその適用における主要な弱点であると指摘した。特に、金融商品が売買目的、満期保有、その他有価証券、貸付金・債権の4つのカテゴリーに区分され、それらの区分ごと

に複数の引当・減損の方法があり、さらに区分変更やヘッジ会計が加わることで、より複雑さが増しているとの理解を示した。FCAGはその提案の一つとして、より将来的な予測情報を用いる発生損失モデルの代替案（「期待損失アプローチ」その他の引当金手法）を模索することを提案した。

ISABは2009年11月に金融商品の償却原価測定と減損についての公開草案『金融商品：償却原価および減損（*Financial Instruments: Impairment of Financial Assets*）』を公表し、金融資産の償却原価測定にあたって、将来発生すると見込まれる信用損失（信用損失の期待値）を将来キャッシュ・フローの見積りに含め、当初認識後は基準日ごとに期待キャッシュ・フローの見積を見直し、見直しによる金融商品の帳簿価額の修正額は損益として認識すること（期待損失モデル）を提案した。このモデルでは、信用損失は貸出金の残存期間にわたる受取利息の調整として配分される。また、発生損失モデルでは客観的証拠となる指標にもとづいて減損を認識していたが、期待損失モデルではそうした減損テストは必要ではなくなる。さらに、将来キャッシュ・フローの見積にあたって担保付債権の担保価値や担保処分コストを考慮するならば、貸倒引当金の設定にあたって貸出先ごとに信用リスクを反映した予想キャッシュ・フローを満期日まで算出しなければならないばかりでなく、会計上、損失を計上したからといって法的な請求権は消滅しないのであるから、担保の処分量と見積額との差額処理という課題も生じる。というのも「債権は債務者ごとに区分する」のが税法や金融検査マニュアルの要請であり、これにしたがって会計の実務処理も構成されているからである。

本稿では、アメリカにおける銀行の償却・引当理論の構造面に焦点をあてて、『共同方針書』が会計・監査基準や証券取引法・税法などの関連法規との結節環となっていることを明らかにした。この『共同方針書』が通貨監督官局の『検査官マニュアル』に反映されており、償却・引

当実務の会計慣行性の判断にあたっては、『検査官マニュアル』が判断基準として機能する。

他方、日本では『金融検査マニュアル』の法的な位置づけについては、通達としての側面が強調され、『金融検査マニュアル』に記述されている資産査定マニュアルが会計慣行性を担保する事実が看過されている。こうしたことは、『金融検査マニュアル』と会計基準や税法などの法的な整合性が必ずしも明確でないことに原因があり、通達行政の限界を示すものとなっているように思われる。以上のように、減損認識を不要とする期待損失モデル採用へのIASBの問題提起をうけ、日本でも『金融検査マニュアル』の整備充実が求められているように思われる。

### 付 記

本稿の執筆にあたっては、中央大学商学部児嶋教授より議論を通じて貴重なご示唆をいただいた。もっとも、ありうべき誤謬は、すべて筆者の責に帰するものである。また本稿は阪南大学2009年度助成研究・研究(B)による研究成果の一部である。

### 注

- 1) 吉国二郎氏は税法の債権評価禁止規定と「債権の対人的性格」との関係をこう述べている。

「税法においては伝統的に債権については評価を認めない態度をとってきた。すなわち、法33条において、法人の有する資産(預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権を除く)について災害により著しい損傷その他の事実が生じたことによって、その資産の価額がその帳簿評価損の計上を認めていない。/税法がこのような態度をとっているのは、債権は対人的なものであり、通常の場合、一部の貸倒れということは、実際に貸倒れとなり、または債務免除を行うまでは生じてこないという考え方の上に立っている。したがって、直接に個々の債権の評価を行うことは適当でなく、その評価損益は税務計算上、損金の額にも益金の額にも算入されないこととなっているのであ

る」(吉国二郎『法人税法』1965年, 467ページ)。

- 2) AICPA, *The Subprime Loan Crisis: Auditors Beware*, 2007 p.5.
- 3) IRC § 166(a)(2)。日本では債権の評価禁止規定があるので、法人税法には貸倒損失の具体的な定めはなく、通達によって貸倒の判定に係る一般的な基準が定められてきた(法人税法基本通達)。貸倒損失については、損失を損金算入するには債権全額の回収不能が客観的に確定される必要があるとの解釈がとられてきた。また企業会計原則は、債権の経済価値減少を「貸倒見積高の算定」として擬制するので、貸倒損失それ自体が理論的な考察の対象になることはなかった。

そのため会計学者による損失の研究は皆無に近い。とはいえ、岡部利良氏の諸研究「損失の研究(1)～(4)」および「続・損失の研究」(『会計』81巻4号, 5号, 82巻1号, 4号, 84巻1号, 1962～1963年)をみることができる。岡部氏は損失を「不本意・非自発的に単なる価値(ないし価格)の喪失・低下として生じる……財産損失=資本損失として理解すべきもの」とし(「続・損失の研究」58～59ページ)、その見地から、アメリカの伝統的な会計理論にあつては損失と費用が区別されないことを明らかにしている。そのことは、アメリカの税法が「全部貸倒」と「部分貸倒」を区別していないことに根拠があるように思われる。

明確な損失概念が存在しないにもかかわらず、「通達」を通じて損失と費用を識別するのは日本の税法の特徴であるが、BISやIFRSによって提起されている信用損失(credit loss)の認識・測定という会計処理を会計理論的に整理するには、銀行の貸出金はmoneyed capitalとして運動するのであるから、岡部のように「資本損失」の観点からアプローチする必要があるように思われる。信用損失は税法では、いったいどのように位置づけられるのであろうか。

なお、銀行会計における日米の税務処理を比較研究した論文には、Yo Ohta, *Tax Treatments for Distressed Bank Loans*, Pacific Rim Law & Policy Journal, Vol.10 No.3, May 2001 がある。

- 4) 「これらの損失額(回収不能の虞れのある受取勘

定の見積額など)が合理的に見積もられ、かつ資産が減損 (impaired) しており、あるいは負債が発生している (製品保証の請求見積額) 可能性が高いなら、基本準書の第8項ではその引当計上を要求している」(par.80)。

- 5) 債務保証やスタンドバイ・クレジット、買戻条件付 (REPO) 債権への保証などはSFAS5号では認識対象とはされず、開示にとどまっていたが (par.12), エンロン事件を受けてSECからFIN45号が発出され、これらについては保証料や保証の公正価値を保証債務として認識することに改められた。

また国際会計基準ではIAS39号が金融保証のうち、金利や信用格付けなどの参照数値に連動するデリバティブの性格を有するものは、他のデリバティブと同様、時価評価差額が損益に計上される (par.AG4 (b))。

- 6) 平松一夫・広瀬義洲『FASB財務会計の諸概念』中央経済社、1990年、297ページ。
- 7) FIN14号をふまえてSFAS5号を解説している文献には、佐藤真良「海外取引における会計問題」伊藤邦雄・醍醐聡・田中健二編『事例研究 現代の企業決算』中央経済社、1992年、pp.351-352がある。
- 8) 「最善の見積」と「期待値」との区別はSFAC7 (財務会計概念書第7号) で明らかにされ、「最善の見積とは、可能性のある見積値のうち、一定の幅のなかにある単一の最頻値をいう。従来、会計上の公式見解において『最善の見積』という用語は『偏向のない』(unbiased) という意味から『最も可能性の高い』(most likely) という意味まで多様な文脈において使用されてきた。本ステートメントでは後者の意味で『最善の見積』という用語を用いて『期待値』(expected amounts) という用語とは区別する」とされている (p.1)。
- 9) T.H.Sanders, H.R.Hatfield and U.Moore, *A Statement of Accounting Principle*, 1938, p.44.
- 10) ここでの「誠実義務」とは以下のことを意味する。「経営の過程上、取締役が、会社の職能 (能力) と自己の権限の範囲内において、合理的な根拠を有する点につきその独立の裁量と判断の結果ある

決定に到達し、かつ、会社の最善の利益となると誠実に信ずるもの以外のいかなる事由によっても影響されなかった場合には、裁判所は、取引を差し止めあるいは取り消すために、また、結果としての何らかの損害につき取締役責任を果たすために、内部経営に干渉し取締役の判断に自己の判断を代置することはない」(Henn & Alexander, *Law of Corporations* 3d ed 1983, p.50.なお引用は、春田博「アメリカ法における経営判断原則の一考察」『早稲田法学会誌』第35巻、1985年、344ページによる)。

- 11) 貸出の「経済価値」を測定しようという取組みには日銀「貸出の経済価値の把握とその意義」(2003年4月)がある。DCF法が主要行の要管理先の大口債務者等向けに貸出に本格的に適用され始めたことを契機として、この報告書が公表された。

この報告書は、「貸出の管理と引当の枠組みをさらに発展させていくうえで、多数の貸出債権を集積的にとらえてその経済価値を把握する方法 (集積的減損認識) について、わが国でも検討を深めていくことが重要な課題である。この方法が実現すれば、個別にキャッシュ・フローの見通しが見積りにくいような貸出についても、経済価値の把握が行いやすくなるほか、信用リスク管理のコスト削減やその効率性向上にも資することが期待できる」としている (3ページ)。

この報告書においても信用コストでの引当は「債務者の信用度」や「正常債権」といった「債務者区分」の概念が前提されている。貸出金の経済価値は期待損失とキャッシュ・イン・フローとの関係で決定されるので、キャッシュ・イン・フローと「債務者区分」<正常 (先) 債権や要管理 (先) 債権>とはア・プリオリには関係しない。

金融検査マニュアルでは、要注意先に対する債権の引当について「債権の平均残存期間内に対応する今後の一定期間の予想損失額」としているが、予想損失額の多寡が信用リスクの程度を決定するのであるから、「合理的な一定期間の予想損失額」における期間決定を債務者区分によって決定する (要管理先は3年、要注意先は1年) のは、論理的に首尾一貫しない。



なお、会計理論からこの課題へのアプローチを整理した論文には、草野真樹「全部公正価値会計の適用可能性——銀行業の金融商品の会計処理を中心として」*Osaka University of Economics Working Paper Series* No. 2007-9, 2008年3月がある。

- 12) ただし、「本基準書は、貸倒引当金設定時の回収不能額の算定や回収不能債権の見積金額の算定に関する特定の方法を指示あるいは禁止するものではない」(SFAS15, par.1)とされていたが、この規定はSFAS114において「貸出の約定変更を含む債務の再構成を行った債権者は、本基準書の定めにしたがって再構成された債務の会計処理を行わねばならない」と改められた (note. 22a)。
- 13) 「当該債権としての投資額」とは、額面金額に発生利息および未償却のプレミアム、割引料、財務諸表または取得費用を加減し、あるいはその投資について今までに行われた直接の切下げも反映したものであって、「債権の帳簿価額」(carrying amount of the receivable) から区別して本基準書では用いられている (SFAS15, note. 17)。
- 14) SFAS 5号の認識基準には変更がなく (SFAS114, par.10), またSFAS114号の改訂としてSFAS118号が公表されたが、貸倒引当金の設定対象となる会計事象への測定尺度には変更がない (SFAS118, par.3)。なお、債権の条件変更は、日本では、銀行が回収の可能性を高めるための手段として用いられている。しかも、銀行にとってのキャッシュイン・フローの総額に変更がないように、貸出期間の延長や定期預金などの積み増しが要求されるケースが少なくない。SFAS114号の規定をアプリオリに前提して、条件変更債権を直ちに不良債権と位置づける金融検査マニュアルの規定には再考の余地があるように思われる。
- 15) ちなみに、BISにあっても金融商品の経済価値は「ネット・キャッシュフローの期待値を、市場金利を反映させて割引いた現在価値の評価額として表される」(an assessment of the present value of its expected net cash flows, discounted to reflect market rates) とみなされており、金融商品の経済価値測定の尺度については両者の間で

平仄がとられている (『金利リスクの管理と監督のための諸原則 (*Principles for the Management and Supervision of Interest Rate Risk*)』2004年, par.20)。ここでの期待値とは確率加重平均にもとづく見積り価値となる。

信用損失の定義については、『信用モデル・リスク (*Credit Risk Modeling: Current Practices and Applications*)』(1999年)では、大半の銀行が信用損失を①計画期間内に債務者のデフォルトが生じる場合にのみ発生する(デフォルト・モード方式)と定義するか、②信用損失にはデフォルト以前の信用度の低下も含める(時価評価 (mark to model) 方式)かのいずれかとしている。つまり、貸倒損失のみ信用損失と考えるケースと貸倒引当金を含めるケースがあり、測定方法が統一されているわけではない。

また、『貸出金の健全な信用リスク評価 (*Sound credit risk assessment and valuation for loans*)』(2006年)では「既に発生しているが未だ特定されていない損失事象を引当の測定に際して考慮する」ことが認められている (par.38) なお、日本の銀行向けに内部信用格付の経営管理への活用を目的とした信用リスクの計測を述べたものには、日銀『信用格付を活用した信用リスク管理体制の整備』(2001年)がある。

- 16) Federal Financial Institutions Examination Council, *Questions and Answers on Accounting for loan and Lease Losses*, 2006年, p.7.
- 17) すでに述べたように、SFAS15号や114号では日本でいう貸倒償却(貸倒損失)も減損概念に含めているので、ここでは貸倒引当金設定実務の中に貸倒償却(貸倒損失)も含めて「償却・引当」実務と記している。
- 18) 『共同方針書』の発行主体は、連邦金融機関検査協議会 (Federal Financial Institutions Examination Council) である。なお、アメリカの銀行会計に特徴的であったGAAPとRAPとの調整という課題は、1991年の銀行法改正によって預金金融機関がそれぞれの監督当局に提出する会計報告書や財務諸表にはGAAPとの統一性 (uniform) と継続性 (consistent) が求められ、一

致が図られている (PL102-242, § 543, 1991 年)。

- 19) 児嶋隆「米国の銀行貸倒引当金規制について」『産業経理』65巻1号, 2005年。なお、源出所は *Federal Register* Vol.51, No237, Wednesday, December 10, 1986, p.44447 である。
- 20) 2001年7月, 監督当局は『銀行および貯蓄金融機関のための貸倒引当金の方法および文書化に関する方針書』(*Policy Statement on Allowance for Loan and Lease Losses Methodologies and Documentation for Banks and Saving Institutions*) を公表した。これは, 金融機関が, GAAP に準拠して適切な貸倒引当金を決定し, その手続を文書化するための健全なプロセスを確立できるように示されたものである。

また, 2004年3月には『貸倒引当金の会計に関する最新情報』(Update on Allowance for Loan and Lease Losses) が公表され, 長年の監督上の指針に関する注意を喚起するとともに, 金融機関が引き続き適用しなければならない現行の貸倒引当金に関する指針リストを提供している。

- 21) この「みなし規定」(a conclusive presumption) とは, 法律上の推定のうち, 推定事実に対する反証を許さないもの。前提事実が証明されれば, 当然に推定事実が存在するものとみなされる (田中英夫『英米法辞典』1991年)。

たとえば, 「7年間消息不明の者は死亡したものとみなす」ということは, 7年間の消息不明という証明可能な基本事実から死亡という推定事実が引き出されることを意味している。……基本事実がひとたび証明されるとそこから引き出される推定事実はその存在を否定する反対証拠に関わりなく事実として受け入れられてしまう場合がある。これを反証を許さない推定という」(釜田泰介「法律上の区分と『反証を許さない推定則』」『同志社アメリカ研究』13号, 1977年, 2ページ)。

- 22) 周知のようにアメリカでは1986年のレーガン大統領による税制改革で貸倒引当金が廃止されている。つまり, ここで指摘した「貸出査定システム」による償却・引当は, 減損規準をみたした「損失」を金額の確定性で区別する——債権償却特別勘定(個別貸倒引当金)と同様の——論理をとってい

る(しかも, その減損規準とは「私払遅延」や「元本・利息の全額回収」という明瞭さを備えている)。この前提から判断すれば, 1986年税制改革で廃止された貸倒引当金とは, 日本でいう一般貸倒引当金のことであって, 個別貸倒引当金までも廃止したわけではないと, 一応, 理解することができるだろう。しかしながら, アメリカ税法の証券投資損失の処理(IRC 475)とあわせて, 「費用と損失との区別」という視点から, 1986年の税制改革で廃止された「貸倒引当金」とは何であるのかを明らかにする課題が残されているように思う。

- 23) 周知のように, 金融検査マニュアル(『預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて』, 金検177号, 1999年)は, 「あくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものである」としており, その法規範性は直接には認められていない。

たとえば松尾直彦氏は, 「監督指針・検査マニュアルは, 上級行政機関が関係下級行政機関・職員に対してその職務権限の行使を指揮する等のため発する行政組織内部における命令である『訓令または通達』に該当するものであり(内閣府設置法58条7項), 金融事業者に対する法的拘束力はない」(『金融行政運営をめぐる監督指針・検査マニュアル精緻化の極柁』『金融法務事情』1883号, 2009年11月25日号, 21ページ)と述べ, また, 「金融検査基本指針という通達により被検査金融機関に対して事実上義務を課すことは『法律による行政の原理』のもとで, 許容されない」(同上, 22ページ)とする。

ところが「金融検査マニュアル」や「金融検査基本指針」といった「通達」の法的拘束力については, 金融検査マニュアルには資産査定とその検証という手続が含まれているので, 金融検査マニュアルの法的拘束性については「公正なる会計慣行」という概念を媒介させたうえで理解する必要がある。

この点について野村修也氏は, 「旧日本長期信用銀行の違法配当をめぐる事件では, 民事事件と刑事事件とで, 資産査定通達が『公正なる会計慣行』であるか否かの解釈がわかれたが, それを否

定した民事事件の場合でも、その内容が実務に定着することによって『公正なる会計慣行』となりうることを承認している。したがって、金融検査マニュアルのうち、資産査定に関する基準を定めた部分は、ある一定の要件の下で、法規範性をもちうるものと考えらるべきであろう」としている（『金融検査マニュアルの法的性質』『融ける境 超える法（3）市場と組織』東大出版会、2005年、225ページ）。

とはいえ、金融検査マニュアルを公正会計慣行として位置づけた判例はいまだ存在せず、金融検査マニュアルがアメリカのように税法上で「みなし規定」として位置づけられているわけでもない。このような事情の下で「法律による行政原理」が、法的な整備が整えられないままに、通達の法規範性を否定する方向で徹底されれば、行政にフリーハンドの権限を与えるに等しい結果をもたらしかねない。

興銀（日本興業銀行）税務訴訟の当事者の一人であった中井稔氏による『銀行経営と貸倒償却』（税務経理協会、2007年）は、課税実務における明確さを欠いた解釈指針にもとづいた行政の不当な決定から、興銀が裁判所の判決によって救済される過程を明らかにしている。長銀や日債銀の裁判にみられたように、法や会計の解釈指針の不備がもたらした不当な扱いに、多大の労力と巨額の裁判費用を費やさなければ救済されない状況は早急に改善されなければならない。

- 24) これらのことは、貸倒引当金と信用の質の指標（期限経過貸出金や受取利息不計上貸出金）との「傾向の一致」（Directional Consistency）と呼ばれるものである。
- 25) G20「金融システムの強化に関する宣言（*Declaration on Further Steps to Strengthen the Financial System*）」（2009年4月21日）。